

代理人業務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の学校運営に係る紛争事件又は紛争事件に発展するおそれのある事案について、円滑かつ迅速な解決を図るため、千葉市教育委員会の依頼に基づき、弁護士が代理人として遂行する業務（以下「代理人業務」という。）に関し、必要な事項を定める。

(代理人の選任)

第2条 千葉市教育委員会は、学校から紛争事件又は紛争事件に発展するおそれのある事案についての報告を受け、当該事案の円滑かつ迅速な解決を図る上で必要と判断したときに弁護士を代理人として選任するものとする。

2 千葉市教育委員会は、前項の規定により弁護士を代理人として選任するときは、代理人との間において別途委託契約を締結するものとする。

3 千葉市教育委員会は、代理人に、予算の範囲内で定める委託料を支払うものとする。

(委託の対象となる事案)

第3条 千葉市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、弁護士に代理人業務を委託することができる。

(1) 保護者その他の関係者（以下「相手方」という。）と学校との間に紛争が生じている場合

(2) 相手方の要求又は主張が法的紛争に発展するおそれがある場合

(3) 相手方の言動が威圧的又は過度であり、学校の職員等による対応が困難である場合

(4) 学校の管理下で発生した事故、いじめその他の事案において法的対応が必要と認められる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

(代理人の業務)

第4条 代理人は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 相手方との交渉

(2) 法的観点に基づく対応方針の整理及び助言

(3) 文書作成

(守秘義務)

第5条 第2条の規定により選任された代理人は、個人情報保護に万全を期するものとし、正当な理由なく職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、契約終了後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、代理人業務に関し必要な事項は、千葉市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。